

第六十八条の八十九の見出しを「（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）」に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

連結法人が、平成十四年四月一日以後に開始する各連結事業年度において、当該連結法人に係る国外支配株主等又は資金供与者等に負債の利子等を支払う場合において、当該連結事業年度の当該連結法人に係る国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高が当該連結事業年度の当該連結法人に係る国外支配株主等の資本持分の三倍に相当する金額を超えるときは、当該連結法人が当該連結事業年度において当該国外支配株主等及び資金供与者等に支払う負債の利子等の額のうち、その超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、当該連結法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。ただし、当該連結法人の当該連結事業年度の総負債（負債の利子等の支払の基となるものに限る。次項及び第三項において同じ。）に係る平均負債残高が当該連結法人の自己資本の額の三倍に相当する金額以下となる場合は、この限りでない。

2 前項の規定を適用する場合において、当該連結法人は、当該連結法人に係る国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債のうちに特定債券現先取引等に係る負債があるときは、当該国外支配株主等及び

資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高から政令で定めるところにより計算した特定債券現先取引等に係る平均負債残高を控除して計算した平均負債残高又は当該連結事業年度の総負債に係る平均負債残高から政令で定めるところにより計算した特定債券現先取引等に係る平均負債残高を基礎として政令で定めるところにより計算した国外支配株主等の資本持分又は自己資本の額に係る各倍数を当該連結法人に係る国外支配株主等の資本持分又は当該連結法人の自己資本の額に係る各倍数とし、当該連結法人に係る国外支配株主等及び資金供与者等に支払う負債の利子等の額から政令で定めるところにより計算した特定債券現先取引等に係る負債の利子等の額を控除した金額を当該連結法人に係る国外支配株主等及び資金供与者等に支払う負債の利子等の額とすることができる。この場合において、前項中「三倍」とあるのは、「二倍」とする。

3 第一項の規定を適用する場合において、当該連結法人は、当該連結法人に係る国外支配株主等の資本持分及び当該連結法人の自己資本の額に係る各倍数に代えて、当該連結法人と同種の事業を営む内国法人で事業規模その他の状況が類似するものの総負債の額の純資産の額に対する比率として政令で定める比率に照らし妥当と認められる倍数を用いることができる。

第六十八条の八十九第六項中「その他同項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 国外支配株主等 第二条第一項第一号の二に規定する非居住者又は外国法人で、連結法人との間に、当該非居住者又は外国法人が当該連結法人の発行済株式又は出資（当該連結法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のあるものをいう。

二 資金供与者等 連結法人に資金を供与する者及び当該資金の供与に関係のある者として政令で定める者をいう。

三 負債の利子等 負債の利子（これに準ずるものとして第六十六条の五第四項第三号に規定する政令で定めるものを含む。以下この号において同じ。）その他政令で定める費用（当該負債の利子その他政令で定める費用で、これらの支払を受ける者の法人税の課税対象所得に含まれるものを除く。）を

いう。

四 国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債 国外支配株主等に対する負債（負債の利子等の支払の基因となるものに限るものとし、当該国外支配株主等の法人税の課税対象所得に含まれる負債の利子等に係るものを除く。）及び資金供与者等に対する政令で定める負債（負債の利子等の支払の基因となるものに限る。）をいう。

五 平均負債残高 負債の額の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

六 国外支配株主等の資本持分 各連結事業年度の国外支配株主等の連結法人の純資産に対する持分として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

七 自己資本の額 各連結事業年度の純資産の額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

八 特定債券現先取引等 第六十六条の五第四項第八号に規定する特定債券現先取引等をいう。

九 法人税の課税対象所得 第六十六条の五第四項第九号に規定する法人税の課税対象所得をいう。

5 第二項の規定は、連結確定申告書等に同項の規定の適用を受ける旨を記載した書面並びに同項の規定

により控除する特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高及び負債の利子等の額の計算に関する明細書の添付があり、かつ、その計算に関する書類を保存している場合に限り、適用する。

6 税務署長は、前項の書面若しくは明細書の添付のない連結確定申告書等の提出があり、又は同項の書類を保存していなかった場合においても、その添付又は保存がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書面及び明細書並びに書類の提出があつた場合に限り、第二項の規定を適用することができる。

第六十八条の九十一第一項中「利益の配当又は剰余金の分配」を「法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配」に改め、同項第一号中「の総数又は出資金額」を「又は出資」に改め、「株式等を除く。」の下に「」の総数又は総額（」を加える。

第六十八条の九十二第一項中「外国関係会社（当該特定外国子会社等から利益の配当又は剰余金の分配」を「外国関係会社（当該特定外国子会社等から法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下この項において「剰余金の配当等」という。）」に、「外国関係信託（当該特定外国子会社等から利益の配当又は剰余金の分配」を「外国関係信託（当該特定外国子会

社等から剰余金の配当等」に改め、同項第一号中「利益の配当又は剰余金の分配」を「剰余金の配当等」に改め、同項第三号中「利益の配当若しくは剰余金の分配」を「剰余金の配当等」に改め、同条第七項中「第二条第十八号の二の規定の適用については同号イに規定する個別所得金額に、同法第八十一条の十三第二項及び第三項」を「第八十一条の十三第二項及び第四項」に、「これらの」を「、これらの」に改め、「それぞれ」を削り、「とする」を「とするほか、連結利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める」に改める。

第六十八条の九十三の四第一項第三号中「対する利益の配当若しくは剰余金の分配」を「対する法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当若しくは剰余金の分配（以下この号において「剰余金の配当等」という。）」に、「法人税法」を「同法」に、「支払う利益の配当若しくは剰余金の分配」を「支払う剰余金の配当等」に改める。

第六十八条の九十六第一項中「同条第四項第三号中「寄附金」」を「同条第四項中「寄附金の額があるときは、当該寄附金」」に、「前号」を「前項」に改め、「除く。」の下に「の額があるときは、これらの寄附金」を加える。

第六十八条の九十八第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

第六十八条の百第一項中「（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（第六十八条の百八第一項において「法人税等負担軽減措置法」という。）第十六条第二項の規定を含む。）」を削る。

第六十八条の百一第四項を削り、同条第五項中「第二条第十八号の二の規定の適用については同号イに規定する個別所得金額に、同法第八十一条の十三第二項及び第三項」を「第八十一条の十三第二項及び第四項」に、「これらの」を「これらの」に改め、「それぞれ」を削り、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5 前三項に定めるもののほか、免税対象飼育牛の売却による利益の額の計算方法、第一項の規定の適用により損金の額に算入される金額がある場合における連結利益積立金額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の百二第二項中「、当該連結事業年度終了の時ににおいて」を削り、「損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該連結親法人又はその連結子法人である廃止業者等の確定した決算において利

益又は」を「当該連結親法人又はその連結子法人である廃止業者等の当該連結事業年度に係る確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該連結親法人又はその連結子法人である廃止業者等の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに」に改め、同条第四項中「当該連結親法人又はその連結子法人である廃止業者等の当該交付を受けた日を含む連結事業年度の確定した決算において」を削り、「特別勘定として」を「当該連結親法人又はその連結子法人である廃止業者等の当該交付を受けた日を含む連結事業年度に係る確定した決算において特別勘定を設ける方法（当該連結親法人又はその連結子法人である廃止業者等の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により」に改め、同条第六項中「前項」を「第四項」に改め、同条第十項中「終了の時ににおいて」を「に係る確定した決算」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）

第六十八条の百二の二 中小連結親法人（第六十八条の九第六項に規定する中小連結親法人をいう。以下

この項において「中小連結親法人」という。）又は当該中小連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に取得し、又は製作し、若し

くは建設し、かつ、当該中小連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの（その取得価額が十万円未満であるもの及び第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。）を有する場合において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき当該中小連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した日を含む連結事業年度において損金経理をしたときは、当該中小連結親法人及びその各連結子法人が損金経理をした金額の合計額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が三百万円（当該中小連結親法人の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない場合には、三百万円を十二で除し、これに当該連結親法人事業年度の月数を乗じて計算した金額。以下この項において同じ。）を超えるときは、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の少額減価償却資産の取得価額の合計額のうち三百万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とする。

2 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

3 第一項の規定は、連結確定申告書等に同項の規定の適用を受ける少額減価償却資産の取得価額に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

4 第一項の規定の適用を受けた少額減価償却資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該少額減価償却資産の取得価額に算入しない。

5 第一項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八條の百三中「第六十七條の五第一項」を「第六十七條の六第一項」に改める。

第六十八條の百三の三及び第六十八條の百四を削り、第六十八條の百三の二を第六十八條の百四とする。

第六十八條の百五を次のように改める。

第六十八條の百五 削除

第六十八條の百六第三項を削る。

第六十八條の百八第一項中「法人税等負担軽減措置法第十六條第二項の表の第二号」を「同法第八十一條の十二第三項」に、「法人税法第八十一條の十二第五項」を「同條第五項」に改め、「により読み替えられた経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号）第十六條第二項の表の第二号（法人税率の特例）の規定」及び「により読み替えられた経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第十六條第二項の表の第二号（法人税率の特例）の規定」を削る。

第六十八條の百九の見出しを「（経営革新計画を実施する連結親法人である中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用）」に改め、同條第一項を次のように改める。

法人税法第八十一條の十三第一項の規定は、連結法人（連結親法人が同項に規定する特定同族会社で中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九條第一項の承認（同法第十條第一項の承認を含む。）を受けた同法第二條第一項に規定する中小企業者に該当するものに限る。）の法人税法第十五條

の二第一項に規定する連結親法人事業年度が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度終了の時において、当該連結親法人が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて同項の経営革新のための事業を実施している場合における当該連結事業年度については、適用しない。

第六十八条の百九第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「（前項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、同項の割合の計算に関する明細書）」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第二項」を削り、同項を同条第四項とする。

第六十九条の四第三項第四号中「出資の金額の合計額」を「出資の総額」に、「出資金額」を「出資の総額」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 第一項に規定する小規模宅地等について、同項の規定の適用を受ける場合における相続税法第四十八条の二第六項において準用する同法第四十一条第二項の規定の適用については、同項中「財産を除く」とあるのは、「財産及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十九条の四第一項（小規

模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）の規定の適用を受けた同項に規定する小規模宅地等を除く」とする。

第六十九条の五第二項第二号、第四号及び第六号中「有限会社」を「合名会社」に改め、同項第七号中「おける発行済みの株式の総数又は出資の合計額」を「おける発行済株式の総数又は出資の総額」に改め、同号イ中「合計額が」を「総額が」に、「発行済みの株式の総数又は出資の合計額」を「発行済株式の総数又は出資の総額」に改め、同号ロ(1)中「発行済みの株式」を「発行済株式」に改め、同項第八号中「おける発行済みの株式の総数又は出資の合計額」を「おける発行済株式の総数又は出資の総額」に改め、同号イ中「合計額が」を「総額が」に、「発行済みの株式の総数又は出資の合計額」を「発行済株式の総数又は出資の総額」に改め、同号ロ(1)中「発行済みの株式」を「発行済株式」に改め、同項第十一号イ(3)並びにロ(3)(i)及び(ii)中「発行済みの株式の総数又は出資の合計額」を「発行済株式の総数又は出資の総額」に改め、同項第十二号イ中「出資の合計額」を「出資の総額」に改め、同条第五項中「出資の合計額」を「出資の総額」に改め、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14 第一項に規定する選択特定事業用資産について、同項の規定の適用を受ける場合における相続税法第

四十八条の二第六項において準用する同法第四十一条第二項の規定の適用については、同項中「財産を除く」とあるのは、「財産及び租税特別措置法第六十九条の五第一項（特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）の規定の適用を受けた同項に規定する選択特定事業用資産を除く」とする。

第七十条の二第一項中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削る。

第七十条の三第一項及び第七十条の三の二第一項中「平成十七年十二月三十一日」を「平成十九年十二月三十一日」に改める。

第七十条の四第二十九項中「納税の猶予に係る期限までの期間の月数」を「納税の猶予に係る期限までの期間」に改め、「（当該猶予に係る期限前に納付があつた場合には、当該計算した金額から、当該猶予に係る期限前に納付された税額を基礎とし、その納付の日の翌日から当該猶予に係る期限までの期間の月数に応じ、年六・六パーセントの割合を乗じて計算した金額（当該税額が二回以上に分割して納付された場合には、当該金額の合計額）を控除した金額）」を削り、同条第三十項を削り、同条第三十一項を同条第三十項とし、同条第三十二項を同条第三十一項とし、同条第三十三項を同条第三十二項とする。

第七十条の六第三十三項中「及び第五十二条」を、「第四十七条、第四十八条の二、第五十二条又は第五十三条」に改め、同項第二号中「又は第五十二条第一項」を「（第四十四条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第五項、第五十二条第一項又は第五十三条第四項第二号ロ」に改め、同項第三号中「第四十一条第一項」の下に「及び第四十八条の二第一項」を加え、同条第三十五項中「納税の猶予に係る期限までの期間の月数」を「納税の猶予に係る期限までの期間」に改め、「（当該猶予に係る期限前に納付があつた場合には、当該計算した金額から、当該猶予に係る期限前に納付された税額を基礎とし、その納付の日の翌日から当該猶予に係る期限までの期間の月数に応じ、年六・六パーセントの割合を乗じて計算した金額（当該税額が二回以上に分割して納付された場合には、当該金額の合計額）を控除した金額）」を削り、同条第三十六項を削り、同条第三十七項中「第七十条の四第三十一項」を「第七十条の四第三十項」に、「同条第三十一項」を「同条第三十項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十八項中「第七十条の四第三十二項」を「第七十条の四第三十一項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十九項を同条第三十八項とする。

第七十条の八第一項中「第四十四条」を「第四十八条の三」に改め、同条第四項中「第五十二条第四

項」を「第五十二条第三項」に改め、同条第八項中「第四十三条第五項の規定により物納の撤回の承認」を「第四十四条第一項又は第四十七条第一項の規定により延納の許可」に、「当該物納の撤回」を「当該許可」に改める。

第七十条の九第二項中「第五十二条第四項」を「第五十二条第三項」に改め、同条第四項中「第四十三条第五項の規定により物納の撤回の承認」を「第四十四条第一項又は第四十七条第一項の規定により延納の許可」に、「当該物納の撤回」を「当該許可」に改める。

第七十条の十第三項中「第五十二条第四項」を「第五十二条第三項」に改め、同条第五項中「第四十三条第五項の規定により物納の撤回の承認」を「第四十四条第一項又は第四十七条第一項の規定により延納の許可」に、「当該物納の撤回」を「当該許可」に改める。

第七十条の十一中「第三十八条第一項」の下に「第四十四条第一項又は第四十七条第一項」を加える。

第七十条の十二第一項中「同項」の下に「同法第四十五条第一項又は第四十八条の二第一項」を加え、「第四十一条第四項」を「第四十一条第五項（同法第四十五条第二項又は第四十八条の二第六項にお

いて準用する場合を含む。」に、「同条第一項」を「同法第四十一条第一項、第四十五条第一項又は第四十八条の二第二項」に改め、同条第二項中「第四十二条第一項」の下に「（同法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）又は第四十八条の二第二項」を加える。

第七十一条の二中「出資金額」を「出資の総額」に改める。

第七十二条を次のように改める。

（土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減）

第七十二条 個人又は法人が、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に、土地に関する登記で次の各号に掲げるものを受ける場合には、当該各号に掲げる登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 売買による所有権の移転の登記 千分の十

二 所有権の信託の登記 千分の二

2 平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に登録免許税法別表第一第一号(㊦)(3)又は

二(1)に掲げる仮登記を受けた者が、土地について、当該仮登記に基づき前項の規定により同項各号の登記を受ける場合には、同法第十七条第一項の規定により控除する割合は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 売買による所有権の移転の登記 千分の五

二 所有権の信託の登記 千分の一

3 平成十五年三月三十一日以前に登録免許税法別表第一第一号(㉮)口(3)に掲げる仮登記を受けた者が、土地について、当該仮登記に基づき第一項の規定により同項第一号の登記を受ける場合には、同法第十七条第一項の規定により控除する割合は、同項及び所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第二十四条第四項の規定にかかわらず、千分の二とする。

第七十五条及び第七十六条第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

第七十八条中「平成十八年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「千分の一・五」を「千分の二」に改める。

第七十八条の二の見出しを「（漁業協同組合が漁業協同組合連合会から権利義務の承継により不動産等
を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減）」に改め、同条第一項から第三項までを削り、同
条第四項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「千分の
二」を「千分の四」に改め、同項第二号中「千分の一」を「千分の二」に改め、同項を同条第一項とし、
同条第五項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「千分の
一」を「千分の二」に改め、同項第二号中「千分の〇・五」を「千分の一」に改め、同項を同条第二項と
し、同条第六項を同条第三項とし、同条第七項を同条第四項とする。

第七十九条を削る。

第八十条中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同条第一号中「又は
有限会社」を削り、「資本の増加」を「資本金の額の増加」に、「千分の三・五」を「千分の五」に改
め、同条第二号中「又は有限会社」を削り、「資本の増加」を「資本金の額の増加」に、「資本の金額又
は」を「資本金の額又は」に、「資本の金額の」を「資本金の額の」に、「資本の金額（当該消滅した会
社が合名会社又は合資会社である場合には、九百万円）」を「資本金の額として財務省令で定めるもの」

に、「資本の金額に」を「資本金の額に」に、「千分の三・五」を「千分の五」に改め、同条第三号中「又は有限会社」を削り、「資本の増加」を「資本金の額の増加」に、「資本の金額」を「資本金の額」に改め、「控除した金額」の下に「として財務省令で定めるもの」を加え、「千分の三・五」を「千分の五」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 法人の設立、資本金若しくは出資金の額の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における不動産又は船舶の所有権の取得（次号に掲げるものを除く。） イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

イ 不動産の所有権の取得 千分の十六

ロ 船舶の所有権の取得 千分の二十三

第八十条第五号中「資本若しくは出資」を「資本金若しくは出資金の額」に改め、同号イ中「千分の一」を「千分の三」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第七十九条とする。

2 前項の場合において、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間にされた同項の勧告若しくは指示又は認定に係る同項各号に掲げる事項に関する登記については、同項第一号から第三号ま